

## 条件付き一般競争入札

下関市告示第 776 号

平成 28 年 4 月 18 日

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により告示する。なお、本入札は標準型総合評価方式により落札者を決定する。

下関市長 中尾 友昭

### 記

#### 1 工事名

下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事

#### 2 工事場所

下関市南部町 1 番 1 号

#### 3 工事概要

下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事を行うもの。

#### 4 工期

平成 32 年 9 月 30 日まで

#### 5 設計金額

落札者決定後に公表する。

#### 6 入札条件

##### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「建設 J V」という。）を結成することとする。

イ 建設 J V は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。） 1 者、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。） 2 者から構成することとし、建設企業から代表構成員を定めるものとする。なお、建設企業（代表構成員）が下記(3)イの要件を満たし、「一級建築士事務所」の登録がある場合は、当該企業が設計企業を兼ねることを可とする。

ウ 建設 J V を結成した構成員（これらの企業と資本関係又は人的関係がある者を含む。）は、本工事において他の建設 J V の構成員になることはできない。

##### (2) 全ての構成員（共通事項）

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ウ この告示の日から本工事の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。

オ 市が本工事において、アドバイザー業務を委託する企業(パシフィックコンサルタンツ株式会社)及び当該企業と当該アドバイザー業務において提携関係にある企業、又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

(3) 設計企業

ア 測量・建設コンサルタント等部門の「建築士事務所」に登録があり、「一級建築士事務所」の登録があること。

イ 平成14年4月1日以降に、元請けとして、公共工事に係る地方公共団体の施設(延べ床面積5,000m<sup>2</sup>以上)の基本設計業務又は実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。

(4) 建設企業(代表構成員)

ア 下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点の建築一式工事が1500点以上であること。特定建設業(建築一式工事に係るものに限る。)の許可を受けていること。

イ 平成14年4月1日以降に、元請けとして、地方公共団体の施設(延べ床面積5,000m<sup>2</sup>以上)に係る建築工事(請負金額6億円以上の公共工事)を施工し、引き渡した実績があること。

ウ 平成14年4月1日以降に、元請けとして施工し引き渡された請負金額6億円以上の建築一式工事(民間工事を含む。)に従事した経験のある監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、施工現場に専任で配置すること。なお、工事経験は、監理技術者又は主任技術者若しくは現場代理人として従事したものであること。(配置実績を証する工事カルテ等を添付すること。)また、配置予定の技術者にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料(資格者証又は健康保険者証等の写し)を添付すること。

エ 上記ウの監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5) 建設企業

ア 下関市内に本店があること。

イ 下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点の建築一式工事が750点

以上であること。

ウ 平成14年4月1日以降に、元請けとして、耐震工事（公共工事）又は大規模改築工事（公共工事）を施工し、引き渡した実績があること。

エ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、施工現場に専任で配置すること。ただし、監理技術者を配置する場合、その資格及び要件については上記(4)エの内容を満たす者であること。また、配置予定の技術者にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料（資格者証又は健康保険者証等の写し）を添付すること。

#### 7 申請方法

別添の様式集から様式2及び様式6をダウンロードし、契約部契約課に建設JVの代表者が持参し提出すること。

#### 8 申請書提出期間

平成28年4月18日（月）9時から平成28年5月20日（金）17時まで

#### 9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、申請書提出締切以降、平成28年5月25日（水）17時まで通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

#### 10 入札説明書等の入手先

入札説明書等は、下関市ホームページより閲覧ダウンロードすること。

#### 11 質問の方法

質問は、入札説明書等に関する質問書（様式1）に内容を記入のうえ、平成28年4月18日（月）9時から平成28年6月7日（火）17時までにFAXにより提出すること。（FAX番号：083-229-3403）

質問の回答は、その都度下関市ホームページにおいて公表する。

#### 12 入札方法

(1) 工事共同企業体協定書（様式3）、委任状（様式4）、要求水準書等に関する誓約書（様式5）、入札書（様式8）、設計・建設業務見積書（様式9）及び技術提案資料（様式10～様式24）を契約部契約課へ持参すること。

(2) 提出期限 平成28年6月17日（金）17時まで

#### 13 開札日時等

(1) 開札日時 平成28年7月8日（金）10時00分

(2) 開札場所 下関市役所本庁舎本館7F入札室

#### 14 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 15 低入札価格調査

本工事の入札においては、調査基準価格を設定する。ただし、失格基準額は設定しない。

- (1) 調査基準価格は、入札額（設計金額を超えるものを除く。）の下位5者（入札参加者が5者未満の場合は全者。）の相加平均値（千円未満切捨て）に0.85を乗じて得た価格（千円未満切捨て）とする。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札した者があるときは、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、落札者とならない場合がある。

## 16 落札者決定基準

別添「下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事落札者決定基準」による。

## 17 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を契約部契約課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 設計・建設業務見積書は、入札書に同封して提出すること。設計・建設業務見積書の提出が無い、又は設計・建設業務見積書に不備があるものについては、その者のした入札は無効とする。
- (5) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。再度入札は、別途通知において指定する期限までに入札書を契約部契約課に持参して行うこと。再度入札においては、設計・建設業務見積書の提出は不要とする。

なお、初度入札において無効入札とされた者は再度入札に参加できないものとする。（2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者は参加できないものとする。）
- (6) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (7) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (9) 上記(6)、(8)の入札条件に係る下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点又は総合評定値通知書の総合評定値については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の当該評点又は当該評定値をもって入札参加可否決定の当該

評点又は当該評定値とする。

- (10) 工事共同企業体協定書のみ袋とじにすること。
- (11) 落札決定保留後、下関市ホームページに予定価格等を掲載するので、積算内容の確認を行う場合は、下関市ホームページ「工事入札発注掲示板」の「様式集」から「建設工事等における積算内容確認依頼書」をダウンロードし、契約部契約課に持参（平成28年7月12日（火）17時まで）又は郵送（平成28年7月12日（火）必着）すること。
- (12) 本工事に係る請負契約については、市議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。